

委員会提出議案第2号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月9日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 高橋 勝 頼

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会議規則の疑義に対する措置) 第158条 [略] <u>(その他)</u> 第159条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>議会運営委員会の議決を経て別に定める。</u>	(会議規則の疑義に対する措置) 第158条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。